

令和7年度 第1期 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 (オンライン研修) 実施要領

1 目的

北九州市内の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者が、利用登録者に関する居宅介護支援計画や、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護計画又は看護小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な「基準の正しい理解」「適切なサービスの提供」「利用計画作成演習」などの知識・技術を身につけることを目的とする。

2 実施機関 社会福祉法人 北九州市福祉事業団 北九州市社会福祉研修所

3 研修概要

(1) 期 日 令和7年7月24日(木)、25日(金)

(2) 場 所 原則として各受講者が所属する職場内の受講環境が整った場所

(3) 研修対象者

北九州市内の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定されている者であって、認知症介護実践者研修(旧基礎課程を含む)を修了している者。

(4) 募集人員 15人

(5) 受講料 5,000円(資料代を含む)

※オンライン講義の受講環境の確保は、受講料に含まれておりません。

受講者の負担となります。

(6) 研修方法および内容

研修はオンライン(Zoom)研修で行います。

受講の際は、パソコン、Zoomソフト、安定したインターネット回線、Webカメラ・マイクを準備してください。

※詳しくは、北九州市社会福祉研修所ホームページの「オンライン(Zoom)研修を受講するにあたっての注意事項」を参考にしてください。

※講師等の都合により研修プログラムを変更する場合があります。ご了承ください。

	時間	形式	プログラム
7月24日(木)	8:30~9:00	—	受付
	9:00~9:25	—	開講式・オリエンテーション
	9:30~10:30	講義	小規模多機能ケアに関わる法的制度
	10:40~12:10	講義	地域生活支援
	13:10~14:40	講義	チームケア (記録・カンファレンス・アセスメントプラン)
	14:50~15:50	講義	小規模多機能型居宅介護事業所の実際
	16:00~16:15	—	研修のふりかえりの記入及び提出
7月25日(金)	9:00~9:25	—	オリエンテーション
	9:30~10:30	講義	ケアマネジメント論
	10:40~11:40	講義	居宅介護支援計画作成の実際
	12:40~16:40	演習	居宅介護支援計画作成の実際
	16:50~17:05	—	研修のふりかえりの記入及び提出
	17:05~17:20	—	閉講式

4 受講手続き

(1) 提出書類

- ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修受講申込書
- ・実践者研修(旧基礎過程)修了証書の写し

(2) 提出方法

研修受講希望者が所属する介護保険施設・事業所等の長を通じて受講申込書を提出してください。提出は郵送又は持参とし、FAX での申込みは不可とします。

(3) 提出先

社会福祉法人 北九州市福祉事業団 北九州市社会福祉研修所
〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号 ウェルとばた 8 階

※提出書類の記入にあたっては必ず『油性ボールペン』を使用してください。『鉛筆』や『消せるボールペン』で記入された書類は受付不可となりますのでご注意ください。

5 申込期限 令和 7 年 6 月 23 日（月）17:00 必着

6 受講者の決定等

(1) 受講者の決定

受講申込期限後、提出された受講申込書等を確認の上、申込施設・事業所に対して、受講可・不可についての結果を通知します。

なお、申込多数の場合は、計画作成担当者への就任に係る特別推薦等を考慮して受講者を決定します。

(2) 受講料の納付

受講料は、受講決定通知に同封する納付書で、指定する期日までに納付してください。原則として、一旦納付された受講料は、災害や悪天候、あるいは感染症対策等の理由で研修を中止した場合を除き、返金しません。

(3) 本人確認の書類の提出

受講決定後に本人確認の資料として、北九州市社会福祉研修所へ身分証コピーの提出をお願いします。

・いずれか 1 点で確認（顔写真付き）

運転免許証、個人番号カード、介護支援専門員証、特別永住者証明書、在留カード等

・いずれか 2 点で確認

健康保険証、年金手帳、社員証、診察券等

(4) メールアドレスの登録

オンライン研修の URL 等を受け取るためにメールアドレスの登録が必要となりますが、詳細については、受講決定後に連絡をします。

7 修了証書の交付

全研修プログラム修了者に修了証書を郵送にて交付します。

なお、以下の場合は、修了証書を交付することができませんのでご注意ください。

- ・届出なく受講者が代わったなど、受講者としての資質に著しく欠けると判断される場合
- ・理由の如何を問わず 15 分以上の離席等による不履修プログラムがある場合
- ・受講料の納入が確認できない場合

8 その他

研修実施要領及び受講申込書等は、北九州市福祉事業団北九州市社会福祉研修所のホームページにも掲載しています。

ホームページアドレス <https://kitaq-sfk.jp>

※「受講申込書」の記入例、「オンライン（Zoom）研修を受講するにあたっての注意事項」をホームページでご案内しています。

自然災害等やむを得ない事態が発生した場合、研修の中止や延期等を行うことがあります。その場合も、北九州市福祉事業団北九州市社会福祉研修所のホームページでお知らせしますのでご確認ください。

9 問い合わせ先

- ・ 受講申込みに関すること 社会福祉法人 北九州市福祉事業団 北九州市社会福祉研修所
TEL : 093-873-7655 FAX : 093-873-7656
- ・ 受講者決定に関すること 北九州市保健福祉局 長寿推進部 介護保険課
TEL : 093-582-2771 FAX : 093-582-5033